

委 託 契 約 書

茨城県（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）とは、令和7年度男性育児休業取得促進に係るセミナー及び研修実施業務について、次の条項により委託契約を締結する。

（委託業務）

第1条 甲は、次の業務（以下「委託業務」という。）の実施を乙に委託し、乙は、これを受託するものとする。

- （1）委託業務名 令和7年度男性育児休業取得促進に係るセミナー及び研修実施業務
- （2）委託業務の内容 令和7年度男性育児休業取得促進に係るセミナー及び研修実施業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり
- （3）実施期間 契約締結の日から令和8年2月25日まで

（委託業務の実施）

第2条 乙は、委託業務を実施するに当たっては、別添の仕様書に従って行わなければならない。当該仕様書が変更された場合も同様とする。

2 前項のほか、乙は、委託業務の実施方法について、甲の指示に従わなければならない。

（委託料）

第3条 委託業務に要する費用（以下「委託料」という。）は、金 円（うち消費税及び地方消費税額 円）を超えない額とする。

（実施計画書）

第4条 乙は、この契約締結後7日以内に、仕様書に基づいて、実施計画書（様式第1号）を作成し、甲に提出しなければならない。

（業務完了報告書）

第5条 乙は、委託業務が終了した日から30日以内に業務完了報告書（様式第2号）を甲に提出するものとする。

2 この場合において、第6条第2項の規定による概算払を受けたときは、業務完了報告書に概算払精算書（茨城県財務規則の規定による帳票の様式（平成5年茨城県告示第404号）様式第102号）を添付するものとする。

3 甲は、第5条第1項の規定により、乙から提出を受けたときは、遅滞なく、当該業務がこの契約の内容に適合するものであるかどうかを検査し、適合すると認めたときは、委託料の額を確定し、乙に対して通知するものとする。

(委託料の支払)

第6条 甲は、前条第3項に定める通知をした後に、乙の請求により支払うものとする。

2 甲は、乙の請求により必要があると認められる金額については、前項の規定にかかわらず、委託費の90%以内の額を概算払することができるものとする。

3 乙は前項の規定により概算払を請求するときは、概算払請求書(様式第3号)を甲に提出するものとする。

4 甲は、前項の規定による乙の請求を受けた日から30日以内に支払うものとする。

(損害のために必要を生じた経費の負担)

第7条 乙は、委託業務の遂行に当たって、甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、その損害のうち甲の責めに帰することが明らかなものについては、甲が負担するものとし、その額は甲乙協議して定める。

(再委託)

第8条 乙は、この委託業務の全部を第三者に委託(以下「再委託」という。)してはならない。

2 乙は、委託業務の一部を第三者に委託しようとするときは、あらかじめ、甲の承諾を得なければならない。ただし、総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分は、再委託をすることはできない。

3 乙は、委託業務の一部を再委託するときは、乙がこの契約を遵守するために必要な事項について、再委託した業務を受託した者と約定しなければならない。

(委託業務の変更等)

第9条 甲は、委託業務の内容につき、変更する必要があるときは、直ちに乙に協議しなければならない。ただし、この規定に関わらず、甲が委託業務の実施について改善する必要を認めたときは、その改善事項を乙に指示することができるものとする。

2 乙は、やむを得ない事情により、仕様書に記載された委託業務の内容を変更する必要があるときは、その旨を文書により申し出て、甲の承認を受けなければならない。

(改善の指示等)

第10条 甲は、委託業務の実施について改善する必要を認めたときは、その改善事項を乙に指示できるものとする。

(委託業務の中止等)

第11条 乙は、災害その他やむを得ない事由により、委託業務の遂行が困難となったときは、その事由及び経過を記載した文書を甲に提出し、その指示を受けなければならない。

2 甲は、前項の文書が提出されたときは、乙と協議の上、契約の解除又は一部の変更を行うものとする。

3 前項の規定により契約を解除したときは、甲乙協議のうえ精算するものとする。

(契約違反による解除)

第 12 条 甲は、乙がこの契約に違反したときは、この契約を解除することができる。

2 前項の規定による解除によって乙に生じた損害については、甲はその責めを負わないものとする。

3 甲は、委託事業が完了し甲が委託料を乙に支払った後に、乙がこの契約に違反したことが明らかになった場合、乙に対し委託料の一部又は全部を返還させることができる。

(権利義務の譲渡)

第 13 条 乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、甲の承認を受けた場合はこの限りでない。

(著作権の帰属)

第 14 条 本業務の実施により生じた著作物に関する全ての著作権は、甲に帰属する。ただし、乙が本契約締結に関係なく権利を有する乙の著作物、または第三者の著作物に関してはこの限りではない。

(秘密の保持)

第 15 条 乙は、委託業務の実施に際して知り得た事実を第三者に漏らしてはならない。

2 乙は、委託業務の成果（委託業務の遂行の過程において得られた記録等を含む。）を他人に閲覧させ、複写させ、又は渡してはならない。

3 前 2 項の規定については、甲の書面による承諾を得たときは、この限りでない。

(個人情報の保護)

第 16 条 乙は、委託業務を処理するため個人情報を取り扱う場合には、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）第 66 条第 2 項第 1 号において準用する同条第 1 項及び第 67 条の規定の遵守に関し必要な措置を講ずるほか、個人情報の取扱いに関する別記特約事項を遵守しなければならない。

(帳簿等の保存)

第 17 条 乙は、委託業務に係る経費について、金額の出納を明らかにした帳簿及び関係書類を整備しておかなければならない。

2 乙は、前項に係る帳簿・書類等を事業完了の翌年度から起算して 5 年間保存するものとする。

(実施状況の調査等)

第 18 条 甲は、必要があると認めたときは、乙の帳簿、書類その他の記録及び委託業務の

実施状況について実地に調査できるものとする。

- 2 乙は、甲から委託業務の実施状況、委託料の使途その他必要な事項について報告を求められたときは、速やかに甲に報告しなければならない。

(暴力団による不当介入があった場合の報告義務)

第 19 条 乙は、組織又は集団の威力を背景に集団的又は常習的に暴力的不法行為を行う恐れのある関係者（暴力団等）から不当介入（不当要求又は納品等への妨害）を受けた場合は、その旨について、甲に対する報告を行わなければならない。

(協議)

第 20 条 この契約に定めるもののほか、委託業務の遂行に関し必要な事項は、甲乙協議して定めるものとする。

この契約を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各 1 通を保有する。

令和 年 月 日

水戸市笠原町 978 番 6

甲

茨城県知事 大井川 和彦

乙

(様式第 1 号)

令和 7 年度男性育児休業取得促進に係るセミナー及び研修実施業務
実施計画書

事業内容

年 月	事 業 内 容	経 費（円）	備 考
合 計			

(様式第 2 号)

年 月 日

茨城県知事 殿

所 在 地
団 体 名
代表者名

令和 7 年度男性育児休業取得促進に係るセミナー及び研修実施業務
業務完了報告書

令和 年 月 日付けで受託した標記事業が完了しましたので、令和 7 年度男性
育児休業取得促進に係るセミナー及び研修実施業務委託契約書第 5 条の規定に基づき下記
のとおり報告します。

記

1 精算書

区 分	金 額
契約額 a	円
概算払受領済額 b	円
年間所要額 c	円
過不足額 c-b	円
契約残額 c-a	円

2 事業の実績

- (1) 事業実績（任意様式）
- (2) 収支決算書（任意様式）

(様式第 3 号)

年 月 日

茨城県知事 殿

所在地
団体名
代表者名

概 算 払 請 求 書

令和 7 年度男性育児休業取得促進に係るセミナー及び研修実施業務委託契約書第 6 条第 3 項の規定に基づき、概算払を下記のとおり請求します。

記

- 1 委託料
- 2 概算払請求額
- 3 残額
- 4 概算払を必要とする理由
- 5 振込口座

金融機関名	銀行 支店		
預金の種類	1 普通	2 当座	3 その他 ()
口座番号			
フリガナ 口座名義			

《別 記》

個人情報の保護に関する特約事項

1 受託者の責務

委託事務を処理するに当たっては、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益の保護に十分留意して行うように努めること。

2 個人情報の収集の制限

委託事務を処理するために個人情報を収集するときは、委託事務の目的を達成するために必要な範囲内で行うこと。

3 個人情報が記録された媒体の保管

個人情報が記録された媒体は、施錠可能な金庫に保管するなど、適切に保管すること。

4 個人情報の目的外利用及び外部提供の禁止

委託事務を処理するため収集・作成した個人情報は、委託事務を処理するためにのみ利用するものとし、他の目的のために使用し、又は第三者に提供しないこと。

5 個人情報の複製等の制限

委託事務を処理するために個人情報の複製若しくは送信又は個人情報が記録された媒体の外部への送付若しくは持出しを行うときは、委託者の承諾を受けなければならない。

6 個人情報についての事故報告

個人情報について外部への漏えいその他の事故が発生したときは、速やかに委託者に報告し、その指示を受けること。

7 返還義務

委託事務を処理するため委託者から提供された個人情報が記録された資料等（複写、複製したものを含む。）は、委託業務完了後、速やかに委託者に返還しなければならない。

8 不要情報の廃棄

委託事務を処理するために収集した個人情報は、その者に係る事務が完結した年度から5年を経過したときは、速やかに復元又は判読が不可能な方法により廃棄すること。

9 本特約事項に違反した場合の措置

委託者は、受託者が本特約事項に違反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償を請求することができる。